第11回 定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2022年6月29日(水曜日)
午前10時(受付開始：午前9時30分)

開催場所

東京都豊島区高田三丁目25番1号
大正製薬株式会社2号館
※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件

郵送またはインターネットによる議決権行使期限
2022年6月28日(火曜日)午後5時まで

新型コロナウイルス感染症の流行は依然続いており、株主さまの安全を確保いただくため、極力ご来場をお控えいただき、書面またはインターネット等により議決権行使いただくことをご検討ください。

なお、株主総会当日、発熱や咳など、感染が疑われる方は、会場へのご入場をお断りさせていただきますので、ご了承ください。

詳細は次頁をご一読ください。

株主総会ご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。
ご理解賜りますよう宜しくお願い申しあげます。

大正製薬ホールディングス株式会社
証券コード：4581

新型コロナウイルス感染防止への対応について

当社の対応

以下の点につきまして、ご理解・ご協力のほどお願い申しあげます。

- 株主総会の議事は、例年より時間を短縮して行わせていただく予定です。
- 株主総会会場では、検温等の感染防止措置をとらせていただきます。
- 株主総会当日、発熱や咳など、感染が疑われる方は、会場へのご入場をお断りさせていただきます。
- 感染防止のため、間隔をあけて座席を配置いたしますので、ご用意できる座席数が例年より減少します。従いまして、入場を制限させていただく場合がございます。
- 運営スタッフは、マスクを着用させていただきます。

株主さまへのお願い

- 感染リスクを避けるため、**株主総会当日のご来場は極力お控えいただき、書面またはインターネット等により事前に議決権を行使いただくことをご推奨申しあげます。**
- 感染によるリスクが大きいとされるご高齢や基礎疾患のある株主さま、妊娠中の株主さまには特に慎重なご判断をお願い申しあげます。

ご来場される株主さまへのお願い

- 株主総会当日は、ご自身の体調・体温等をお確かめいただき、マスクをご着用のうえ感染防止に十分にご配慮いただきますようお願い申しあげます。
- 今後、株主総会の運営に変更(日時等)が生じる場合には、当社ホームページ(https://www.taisho-holdings.co.jp/)に掲載いたします。株主総会当日は、必ずこちらに新たな情報掲載がないか、ご確認いただきました後、ご来場ください。

株主の皆様のご理解ならびにご協力をお願い申しあげます。

目　次

招集ご通知

第11回定時株主総会招集ご通知 …… 1

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件 …… 4
第２号議案　定款一部変更の件 …… 5

添付書類

事業報告

１ 企業集団の現況…… 7
２ 会社の現況…… 19

連結計算書類

連結貸借対照表…… 40
連結損益計算書…… 41
連結株主資本等変動計算書…… 42
連結注記表…… 43

計算書類

貸借対照表…… 59
損益計算書…… 60
株主資本等変動計算書…… 61
個別注記表…… 62

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告…… 67
計算書類に係る会計監査報告…… 69
監査役会の監査報告…… 71

証券コード：4581
2022年６月７日

株 主 各 位

東京都豊島区高田三丁目24番１号
大正製薬ホールディングス株式会社
代表取締役社長　**上 原　明**

第11回 定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、２頁から３頁に記載のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

日　　時	**2022年６月29日(水曜日)午前10時**
場　　所	東京都豊島区高田三丁目25番１号 **大正製薬株式会社２号館**　※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。
目 的 事 項	**報告事項**　1. 第11期(2021年４月１日から2022年３月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第11期(2021年４月１日から2022年３月31日まで)計算書類報告の件 **決議事項**　**第１号議案　剰余金の処分の件** **第２号議案　定款一部変更の件**
議決権の行使方法のご案内	２頁から３頁に記載の【議決権の行使方法のご案内】をご参照ください。

以　上

- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、当社定款の定めにより、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ホームページ(https://www.taisho-holdings.co.jp/)に掲載いたしますのでご了承ください。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
- 開会間際は受付が混雑しますので、お早めにご来場くださいますようお願い申しあげます。

議決権の行使方法のご案内

多くの株主さまが出席される株主総会は、新型コロナウイルスへの集団感染のリスクがございます。議決権の行使は株主総会にご出席いただかなくても郵送またはインターネット等で行うこともできますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類４頁～６頁をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申しあげます。

1 株主総会へ出席する場合

議決権行使書を会場受付へご提出ください。

また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

2 議決権行使書を郵送する場合

議決権行使書に議案の賛否をご表示のうえ、**2022年６月28日（火曜日）午後５時までに到着するようご返送ください。**

議決権の行使方法のご案内

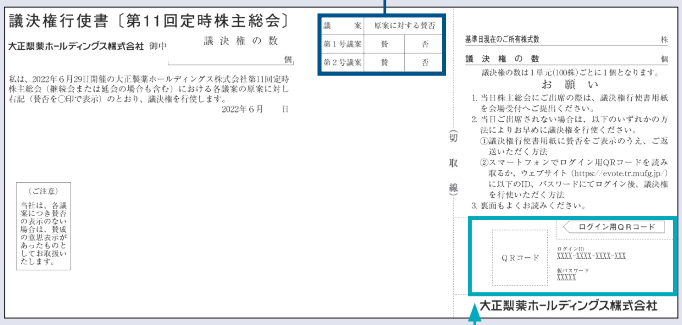

議決権行使書〔第11回定時株主総会〕

大正製薬ホールディングス株式会社 御中　　議決権の数　　個

私は、2022年６月29日開催の大正製薬ホールディングス株式会社第11回定時株主総会（兼総会または延会の場合も含む）における各議案の原案に対し右記（賛否を〇印で表示）のとおり、議決権を行使します。

2022年６月　　日

（ご注意）
当社は、各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお扱いいたします。

議　案	原案に対する賛否	
第１号議案	賛	否
第２号議案	賛	否

（切取線）

基準日現在の ご所有株式数　　株

議決権の数　　個

議決権の数は１単元（100株）ごとに１個となります。

お願い

1. 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。
2. 当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法により早めに議決権を行使ください。
   ①議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご返送いただく方法
   ②スマートフォンでログイン用QRコードを読み取るか、ウェブサイト（https://evote.tr.mufg.jp/）に以下のID、パスワードにてログイン後、議決権を行使いただく方法
3. 裏面もよくお読みください。

ログイン用ＱＲコード

ＱＲコード

ログインID
XXXX-XXXX-XXXX-XXX

仮パスワード
XXXXX

大正製薬ホールディングス株式会社

こちらに、議案の賛否をご記入ください。

第１号・第２号議案	
賛成の場合	▶「賛」の欄に〇印
否認する場合	▶「否」の欄に〇印

議決権の行使のお取り扱いについて

議決権行使書において、議案につき賛否のご表示のない場合は、「賛」の意思表示があったものとして取り扱うこととさせていただきます。

3 インターネットで行使する場合

以下の案内に従って、議案の賛否をご入力のうえ、
2022年６月28日（火曜日）午後５時までにご行使ください。

QRコードを読み取る方法

ログインID、パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

スマートフォンで議決権行使書用紙の右下に記載のQRコードを読み取ってください。

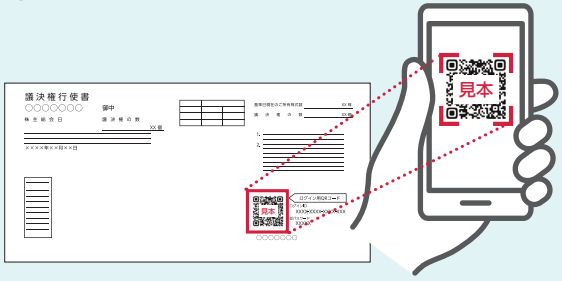

上記のQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。

再行使する場合、またはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右記の「ログインID・パスワードを入力する方法」をご確認ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

ログインID・パスワードを入力する方法

議決権行使サイト　https://evote.tr.mufg.jp/

1. パソコンまたはスマートフォンから、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。
2. 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

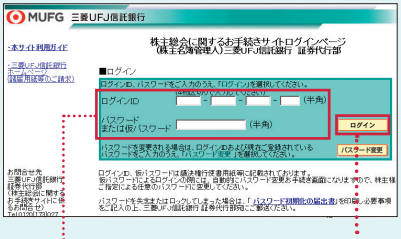

「ログインID・仮パスワード」を入力　「ログイン」をクリック

3. 仮パスワードを新しいパスワードに変更してください。

以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使に関するご注意事項

- **書面とインターネットで議決権を重複して行使した場合**
  インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- **インターネットで議決権を重複して行使した場合**
  最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

議決権の行使システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027（受付時間 午前９時～午後９時、通話料無料）

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、企業体質の強化を図るため、内部留保の充実に努めるとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定的且つ高水準の配当を継続することを基本方針としております。

第11期の期末配当につきましては、当事業年度の業績、当社を取り巻く環境、今後の事業の展開ならびに内部留保の状況等を総合的に勘案し、１株につき50円とさせていただきたいと存じます。

なお、中間配当として、１株につき50円をお支払いしておりますので、年間配当は１株につき100円となります。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式１株につき金　50円 配当総額　4,102,687,300円
剰余金の配当が効力を生じる日	2022年６月30日(木曜日)

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第１条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

(1) 変更案第14条第１項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

(2) 変更案第14条第２項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

(3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。

(4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現　行　定　款	変　更　案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第14条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	〈削除〉
〈新設〉	(電子提供措置等) 第14条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

現　行　定　款	変　　更　　案
〈新設〉	(附則) 1　変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第14条(電子提供措置等)の新設は、2022年９月１日から効力を生ずるものとする。 2　前項の規定にかかわらず、2023年２月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。 3　本附則は、2023年３月１日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以　上

1　企業集団の現況

（1）当事業年度の事業の状況

❶ 事業の経過及び成果

当連結会計年度のＯＴＣ医薬品市場は、前年度に新型コロナウイルス感染症対策として需要が急増したうがい薬や殺菌消毒剤の反動減がみられた一方、新型コロナワクチンの複数回接種が進んでいることによる解熱鎮痛剤の伸長、鎮暈剤、ドリンク剤などの反動増により前年度と同水準で推移しました。しかしながら、前年度から続く外出自粛、訪日外国人の大幅な減少やマスクの着用、手洗い・うがいなどの感染症予防対策の定着の影響を受け、新型コロナウイルス感染症流行前の2019年度に対しては依然として下回っております。

医薬事業につきましては、新薬創出の難易度が増す中で、医療費適正化政策の推進や薬価制度改革の影響等により、依然として厳しい事業環境が続いております。

こうした事業環境の中で、当社グループのセルフメディケーション事業部門は、製品開発面で生活者の健康意識の高まりに対応した新しい領域を開拓していくとともに、生活者のニーズを満たす製品開発をより一層進め、新たな需要の創造に努めております。また、販売面では生活者から支持される強いブランドを目指して、生活者との接点の拡大、共感を得る販促活動を実践するとともに、「大正製薬ダイレクト」「TAISHO BEAUTY ONLINE」など、生活者のベネフィットを満たす通信販売チャネルの拡大にも注力しております。

海外では、2009年度のアジアＯＴＣ医薬品事業への本格的な参入以来、インドネシア、フィリピン、タイ、マレーシアなど、東南アジアを中心としたＯＴＣ医薬品事業の強化に取り組んでまいりました。ベトナムにおいては、ハウザン製薬を2019年５月に連結子会社化し、同社の事業基盤を活かしたベトナムにおける医薬品事業展開の強化に取り組んでおります。また、2019年７月にはフランスのUPSA社を連結子会社化したことで、東南アジア市場に欧州市場を加えた２極体制により海外事業の拡大を図り、持続的な成長の実現を目指しております。

医薬事業部門では、重点領域に注力しながら、きめ細かい情報提供活動による育成品の売上最大化を図っております。また、研究開発面では、開発化合物の早期承認取得を目指すとともに、ライセンス活動によるパイプラインの強化を進めています。更に、創薬研究では外部研究機関との連携強化や先端技術の活用等にも取り組むことで、継続的なオリジナル新薬の創出に努めております。

当期の業績（連結）

売上高
2,682億円　前連結会計年度比 4.9%減

経常利益
184億円　前連結会計年度比 29.0%減

営業利益
107億円　前連結会計年度比 46.2%減

親会社株主に帰属する当期純利益
131億円　前連結会計年度比 1.5%減

セルフメディケーション事業

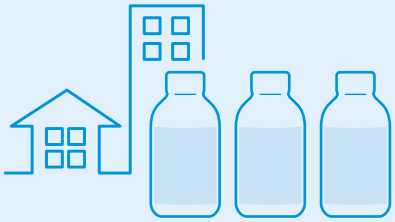

主要な事業内容

一般用医薬品（OTC医薬品）、医薬部外品、食品、医療用品、衛生用品等の研究、開発、製造及び販売

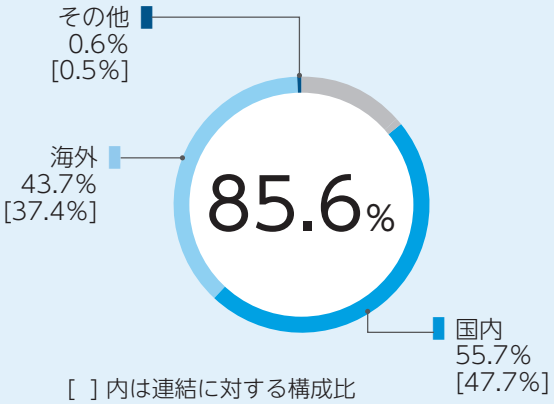

[ ] 内は連結に対する構成比

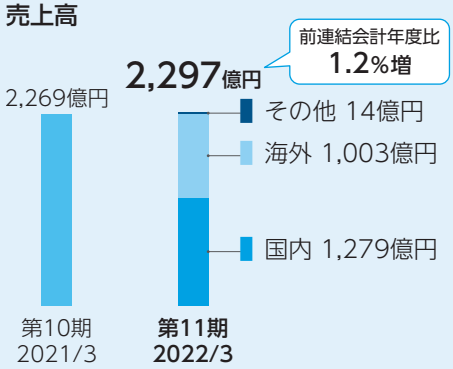

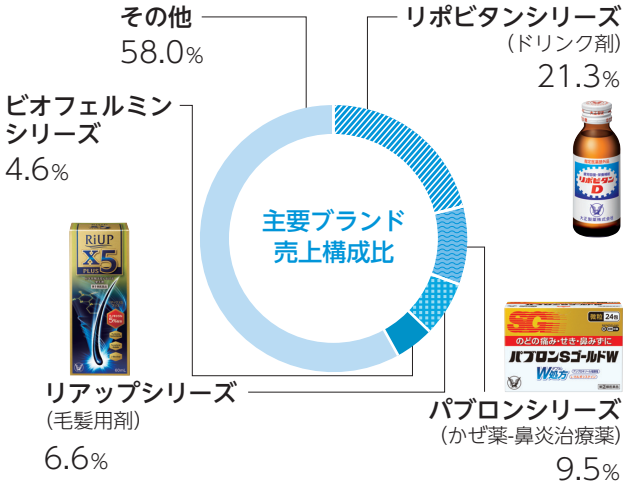

当連結会計年度の売上高は、2,297億円（＋28億円、1.2%増）となりました。

主力ブランドでは、「リポビタンシリーズ」は、488億円（4.5%増）となりました。「パブロンシリーズ」は、219億円（3.7%増）となりました。「リアップシリーズ」は、152億円（2.5%増）となりました。「ビオフェルミンシリーズ」は、106億円（8.1%増）となりました。

海外では、アジア地域で485億円（16.4%増）、欧米地域で507億円（2.1%増）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年３月31日）等の適用により、売上高は106億６千２百万円減少しております。

医薬事業

主要な事業内容

医療用医薬品の研究、開発、製造及び販売

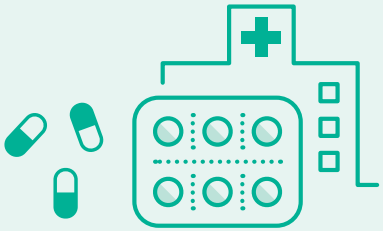

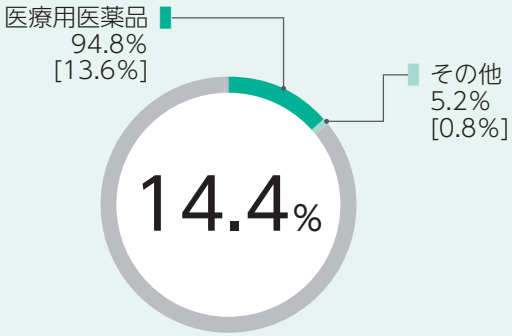

[ ] 内は連結に対する構成比

売上高

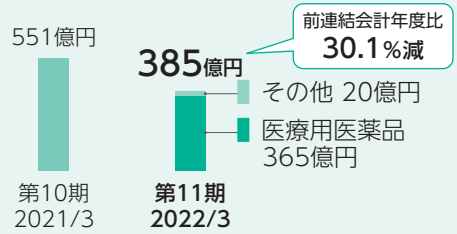

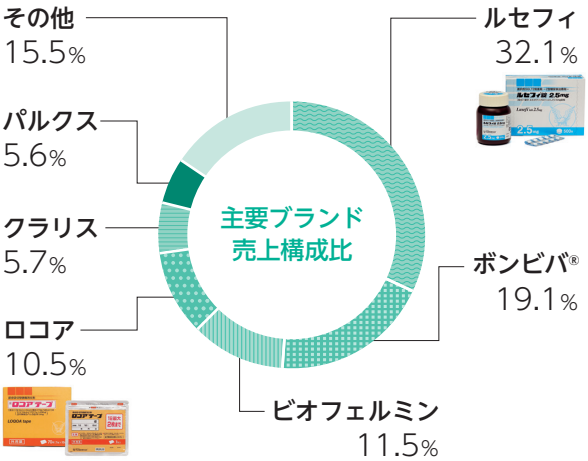

当連結会計年度の売上高は、385億円(△166億円、30.1%減)となりました。

主な増収品目は、２型糖尿病治療剤「ルセフィ」124億円(14.5%増)、骨粗鬆症治療剤「ボンビバ」74億円(6.7%増)、整腸剤「ビオフェルミン」は44億円(30.3%増)、経皮吸収型鎮痛消炎剤「ロコア」は41億円(6.7%増)、マクロライド系抗生物質製剤「クラリス」は22億円(0.4%増)となりました。一方、末梢循環改善剤「パルクス」は22億円(8.6%減)と、薬価改定や後発医薬品等の影響もあり前年比マイナスとなりました。エディロールは、中外製薬株式会社との販売提携の終了に伴い、2021年４月10日をもって販売を終了しております。

なお、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年３月31日)等の適用により、売上高は30億５千６百万円減少しております。

当連結会計年度のグループ全体売上高は2,682億円(△138億円、4.9％減)、営業利益は107億円(△92億円、46.2％減)、親会社株主に帰属する当期純利益は131億円(△2億円、1.5％減)となりました。

収益認識会計基準等の適用により、当連結会計年度の売上高は137億１千９百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ１億１千７百万円減少しております。

まず売上総利益ですが、セルフメディケーション事業では売上高が増加した一方、医薬事業ではエディロール販売終了の影響で売上高が減少し、さらに収益認識会計基準等の適用影響もあり前期比121億円減の1,638億円となりました。

販売費及び一般管理費は、研究開発費、販売促進費の減少により1,531億円(△29億円)となり、営業利益は前期比92億円減(46.2％減)の107億円となりました。

また、売上高営業利益率は前期比3.1ポイント減の4.0％でした。

営業外収益は為替差益の増加により前期比20億円増の85億円、営業外費用は子会社株式取得関連費用の発生により３億円増の８億円でした。

以上の結果、経常利益は前期比75億円減(29.0％減)の184億円となりました。また、売上高経常利益率は前期比2.3ポイント減の6.9％でした。

特別利益は投資有価証券の売却の影響により前期比41億円増の41億円、特別損失は減損損失の減少等により19億円減の11億円となりました。

以上の結果、税金等調整前当期純利益は、前期比16億円減(6.9％減)の214億円となり、法人税、住民税及び事業税や法人税等調整額、非支配株主に帰属する当期純利益を加減した親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比２億円減(1.5％減)の131億円となりました。

また、１株当たり当期純利益は161.12円、自己資本当期純利益率は前期比0.1ポイント減の1.8％となりました。

❷ 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資額は169億円であります。

❸ 資金調達の状況

当連結会計年度においては、公募増資、社債発行など特別な資金調達は行っておりません。

(2) 企業集団の財産及び損益の状況

売上高 (単位：百万円)

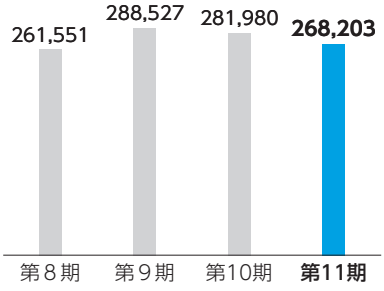

経常利益 (単位：百万円)

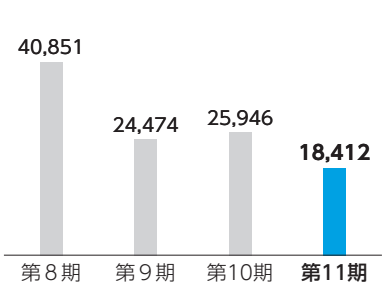

親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)

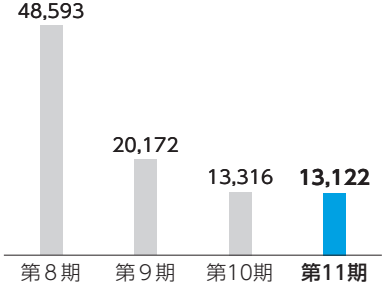

1株当たり当期純利益 (単位：円)

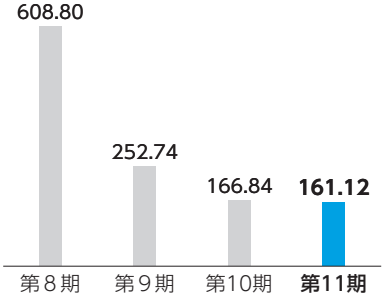

総資産 (単位：百万円)

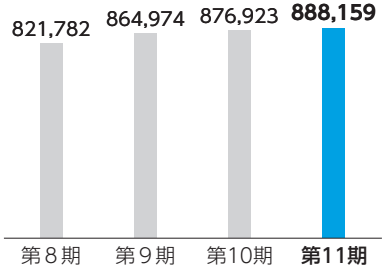

純資産 (単位：百万円)

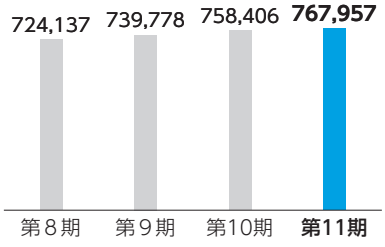

		第８期 (2019年３月期)	第９期 (2020年３月期)	第10期 (2021年３月期)	第11期 (2022年３月期)
売上高	(百万円)	261,551	288,527	281,980	**268,203**
経常利益	(百万円)	40,851	24,474	25,946	**18,412**
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	48,593	20,172	13,316	**13,122**
１株当たり当期純利益	(円)	608.80	252.74	166.84	**161.12**
総資産	(百万円)	821,782	864,974	876,923	**888,159**
純資産	(百万円)	724,137	739,778	758,406	**767,957**

(注) 1. １株当たり当期純利益は、自己株式数控除後の期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。
2. 第10期において、UPSA社との企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第９期の関連する主要な経営指標等について、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年３月31日)等を第11期の期首から適用しており、第11期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等になっております。

(3) 重要な子会社等の状況

❶ 重要な子会社の状況

名称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
大正製薬株式会社	29,837 百万円	100.0%	一般用医薬品、医薬部外品、食品、医療用医薬品等の研究開発、製造及び販売
UPSA社	852 百万ユーロ	100.0% (100.0%)	ＯＴＣ医薬品等の製造、販売
ハウザン製薬	1,307,460 百万ベトナムドン	51.0% (51.0%)	ＯＴＣ医薬品等の製造、販売
ビオフェルミン製薬株式会社	1,227 百万円	100% (100%)	一般用医薬品及び医療用医薬品等の開発、製造及び販売
大正オソサパ株式会社	100 百万タイバーツ	60.0% (60.0%)	ドリンク剤等の販売

(注) 1. 議決権比率の(　)内は、間接所有割合で内数であります。
2. ビオフェルミン製薬株式会社は、2021年７月30日付で、当社を株式交換完全親会社とし、ビオフェルミン製薬株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換により、当社の完全子会社へと移行しております。

❷ 特定完全子会社に関する事項

名称	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
大正製薬株式会社	東京都豊島区高田三丁目24番１号	245,123 百万円	596,063 百万円

(4) 対処すべき課題

現在の当社グループを取り巻く経営環境は、人、カネ、モノ、技術、情報のグローバル化により、豊かな国と人々が増え、高齢長寿の社会が出現し、生活者主権の社会へと変化した一方で、種々の格差、地球資源の乱獲、温室効果ガスの排出、政治及び経済体制の諸問題が表面化してまいりました。

この変化に対しては様々な動きが生じており、その一つとして国際間の協調が深まっております。持続可能な開発目標(SDGs)が設定され、格差縮小を図り、賢い資源利用の実現を目指す動きへと繋がっております。

また、技術革新によって第4次産業革命「ソサエティ5.0」の実現への期待が高まっております。第3次産業革命によって発展した、全ての文字や絵をデータ化するデジタルの概念をベースに、データ化した情報の活用方法や領域を広げるオープンイノベーションにより、領域を超えた融合が生じ、社会問題の解決や、新たな経済価値創造のための解決策がもたらされつつあります。

このような時代の流れの中で、当社グループを取り巻く事業環境も大きく変化しております。

セルフメディケーション事業の分野は、小売企業のM&Aによる大型化に伴い買い手側の力が強まることによって、ビジネスの関係が変貌してまいりました。また、特定保健用食品・機能性表示食品が大幅に増加しております。一方で、急速に進む高齢化に伴う医療財政と社会保障制度への影響を背景に、生活者は「自分の健康は、自分のために、自分で守る」という新しい考え方が求められています。この考え方を行動に繋げるため、セルフメディケーション税制を更に広げる活動が業界団体を中心に進んでおります。

医薬事業の分野では、創薬ターゲットの変化や新しい医療技術の発展により、研究・診断・治療の手法が変わり、これまで以上に新薬の研究開発難易度が高まっております。また、医療財政の逼迫に応じた医療費適正化を図るためにジェネリック医薬品の推進、薬価制度の改革も進んでいます。

セルフメディケーション事業(ＯＴＣ医薬品及び健康関連商品事業)

セルフメディケーション事業(ＯＴＣ医薬品及び健康関連商品事業)におきましては、国内ＯＴＣ医薬品メーカーシェアNo.１の強みをベースに、「リポビタンシリーズ」「パブロンシリーズ」「リアップシリーズ」などの主力ブランドをはじめ、各薬効にて製品を取りそろえることで生活者のセルフメディケーションに貢献しています。またＯＴＣ医薬品のみならず、健康食品や化粧品などの健康関連商品を含めて、生活者の健康ニーズに対応する製品展開をしております。

ＯＴＣ医薬品市場は、前年に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響に伴う外出自粛、マスクの着用や手洗い・うがいなどの感染症予防対策の定着や訪日外国人客の減少による影響を受けておりますが、新型コロナワクチン接種による副反応対策商品の伸長もあり横ばいで推移しております。また生活者の健康ニーズも変化しており、予防意識の高まりや、健康食品等での対処など、ＯＴＣ医薬品以外の健康関連商品にもニーズが拡充しております。これらにより国内ＯＴＣ医薬品だけでは事業の成長が厳しい市場環境であり、領域の拡大等による成長ドライバーが必要であると考えられます。

この市場環境を受けまして、当社グループはセルフメディケーション事業を大きく国内・海外に分けて対応を行っております。

国内におきましては、ＯＴＣ医薬品市場にて「リポビタンシリーズ」「パブロンシリーズ」「リアップシリーズ」など、既存ブランドの価値を一層高め、新たなブランドの育成に取り組むと共に、食品や化粧品などＯＴＣ医薬品以外の健康関連商品への領域拡大を行うことで生活者ニーズの変化に対応しております。また生活者の購買行動におけるネットチャネルへのシフトに対応するため、「大正製薬ダイレクト」「TAISHO BEAUTY ONLINE」を展開し、生活者の購入の利便性向上に取り組んでおります。

海外におきましては、2009年度のアジアＯＴＣ医薬品事業への本格参入以来、M&Aやブランド買収で現地に根付いたブランドアセットを獲得し、それらのアセットを活用することにより、ＯＴＣ医薬品を中心とした事業の強化に取り組んでおります。2019年度にはベトナムのハウザン製薬に加えてフランスのUPSA社を連結子会社化いたしました。これにより、フランスを中心に東欧を含む欧州諸国及び西アフリカ地域における強固な事業基盤を獲得しました。今後は東南アジア市場に欧州市場を加えた２極体制により、品質管理、製造管理、情報管理などの一元化・一体化を進めるとともに、製品開発、ブランド育成、及びマーケティングノウハウなど、日本で培った当社のビジネスモデルを活かし市場を開拓することで、セルフメディケーションの浸透及び事業の拡大に努めてまいります。

医薬事業(医療用医薬品及び同関連事業)

医薬事業(医療用医薬品及び同関連事業)におきましては、新薬創出の難易度が増す中で、医療費適正化政策の推進や薬価制度の抜本改革の影響等もあり、依然として厳しい事業環境が続いております。

このような市場環境の中、当社グループでは研究開発型企業として、「整形外科疾患」「代謝性疾患」「感染症」「精神疾患」の４つの重点領域に取り組んでおります。

営業面では、きめ細かい情報提供活動を行いながら自社オリジナル創製品である「ルセフィ」「ロコア」等の売上最大化に注力しております。また研究開発面では、開発化合物の早期承認取得を目指すとともに、ライセンス活動によるパイプラインの強化を進めております。更に創薬研究では、外部研究機関との連携強化や先端技術の活用等にも取り組むことで、継続的なオリジナル新薬の創出に努め、持続的な成長を目指してまいります。

薬剤開発の進捗状況

２型糖尿病治療剤「ルセフィODフィルム2.5mg」の製造販売承認を取得しました。

申請段階には「既存治療で効果不十分な関節リウマチ」を予定適応症として申請中の「TS-152」があります。

第Ⅲ相(フェーズ３)には、２型糖尿病(小児)を予定適応症とする「TS-071」があります。

うつ病を予定適応症とする「TS-161」について海外において第Ⅱ相(フェーズ２)臨床試験を開始いたしました。その他、第Ⅱ相(フェーズ２)には、不眠症を予定適応症とする「TS-142」があります。

第Ⅰ相(フェーズ１)には、統合失調症を予定適応症とする「TS-134」、不眠症を予定適応症とする「TS-142」(海外)及び高リン血症を予定適応症とする「TS-172」があります。

大正製薬のパイプライン (2022年３月31日現在)

開発コード	剤形	予定適応症	開発段階				国内／海外	開発形態
			フェーズ１	フェーズ２	フェーズ３	申請／承認		
ルセフィ	経口(※)	２型糖尿病				承認	国内	自社
TS-152	注射	関節リウマチ				申請中	国内	自社
TS-071	経口	２型糖尿病(小児)					国内	自社
TS-142	経口	不眠症					国内	自社
TS-161	経口	うつ病					海外	自社
TS-134	経口	統合失調症					海外	自社
TS-142	経口	不眠症					海外	自社
TS-172	経口	高リン血症					国内	自社

(※)ルセフィ ODフィルム

医薬品業界を取り巻く市場環境は厳しさを増しておりますが、変化への積極的な対応無くして成長はありません。当社グループでも、既存の事業領域にとらわれずに、新しい事業の種を探索するなど新しい取り組みを進めております。環境変化にも機動的に経営判断できる体制構築と併せてコーポレート・ガバナンスの強化に努め、グループ全体で価値創造力の向上を図ってまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大は世界的に継続しており、予断を許さない状況が続いています。一方で、“withコロナ”と呼ばれる感染予防と経済活動の共存に向けた動きは活発化しており、中長期的にはＯＴＣ医薬品の需要は回復すると見込んでおります。

同感染症による当社グループの事業活動への影響は限定的であり、翌連結会計年度において一定期間続くものの、緩やかに回復すると仮定し、会計上の見積りを行っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響が当該前提と乖離する場合には、当社グループの財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 主要な事業内容 (2022年３月31日現在)

当社グループの主な事業内容は、セルフメディケーション事業、医薬事業となっておりますが、各事業の内容は以下のとおりです。

❶ セルフメディケーション事業

一般用医薬品(ＯＴＣ医薬品)、医薬部外品、食品、医療用品、衛生用品等の研究、開発、製造及び販売

❷ 医薬事業

医療用医薬品の研究、開発、製造及び販売

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年３月31日現在)

❶ 当社

名称	所在地
本社	東京都　豊島区

❷ 大正製薬株式会社

名称	所在地
本社	東京都　豊島区
北日本支店	宮城県　仙台市　青葉区
北日本支店　札幌事業所	北海道　札幌市　中央区
中日本支店	愛知県　名古屋市　千種区
関西支店	大阪府　豊中市
中四国支店	広島県　広島市　東区
九州支店	福岡県　福岡市　博多区
横浜事業所	神奈川県　横浜市　都筑区
大宮工場	埼玉県　さいたま市　北区
羽生工場	埼玉県　羽生市
岡山工場	岡山県　勝田郡　勝央町
総合研究所	埼玉県　さいたま市　北区

(注) 1. 2021年６月30日付をもって、中日本支店　金沢事業所を閉鎖いたしました。
2. 2021年９月30日付をもって、中四国支店　四国事業所を閉鎖いたしました。

❸ その他の主要な子会社等

名称	所在地
UPSA社	フランス　パリ
ハウザン製薬	ベトナム　カントー
ビオフェルミン製薬株式会社	兵庫県　神戸市　中央区
大正オソサパ株式会社	タイ　バンコク

(7) 従業員の状況 (2022年３月31日現在)

❶ 企業集団の従業員の状況

事業セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
セルフメディケーション事業	6,712 名	48名増
医薬事業	1,175 名	65名減
その他	1,247 名	44名減
合計	9,134 名	61名減

(注) 従業員数には当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含みます。
なお、従業員数にはパートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。

❷ 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
75名	４名減	44.4歳	16.4年

(注) 1. 従業員数には当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。なお、従業員数にはパートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。
2. 平均勤続年数は、関係会社での勤続年数を含んでおります。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年３月31日現在)

❶ 発行可能株式総数　普通株式　360,000,000株

❷ 発行済株式の総数　普通株式　85,139,653株

(うち自己株式　3,085,907株)

❸ 株主数　26,127名

❹ 大株主(上位10名)

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
公益財団法人上原記念生命科学財団	15,000	18.28
上原　昭二	7,707	9.39
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6,531	7.96
公益財団法人上原美術館	3,900	4.75
株式会社三井住友銀行	3,000	3.66
株式会社三菱UFJ銀行	3,000	3.66
上原　明	2,143	2.61
鹿島建設株式会社	1,650	2.01
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,648	2.01
株式会社日本カストディ銀行 (三井住友信託銀行再信託分・住友化学株式会社退職給付信託口)	1,530	1.86

(注) 1. 持株数は、千株未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、小数点第３位以下を四捨五入して表示しております。
3. 当社は2022年３月31日現在、自己株式3,085千株を保有しておりますが、当該株式には議決権がないため、上記の大株主から除いております。
4. 当社は2021年５月14日開催の取締役会において、当社子会社であったビオフェルミン製薬株式会社(以下、ビオフェルミン製薬)との間で、当社を株式交換完全親会社とし、ビオフェルミン製薬を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、法令の規定に基づく所要の手続を経たうえで、同年７月30日付で自己株式2,166,297株を割当交付し、ビオフェルミン製薬を完全子会社といたしました。
5. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等に関する事項

❶ 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2022年３月31日現在)

名称 (発行日)	新株予約権の数	目的となる株式の種類と数	新株予約権１個当たりの払込金額	新株予約権１個当たりの行使価格	新株予約権の行使期間	取締役の保有状況(保有者数)
第１回新株予約権 (2012年８月１日)	29個	普通株式 2,900株	608,600円	100円	2012年８月２日から 2062年８月１日まで	29個 (３名)
第２回新株予約権 (2013年８月１日)	29個	普通株式 2,900株	646,000円	100円	2013年８月２日から 2063年８月１日まで	29個 (３名)
第３回新株予約権 (2014年８月１日)	35個	普通株式 3,500株	693,600円	100円	2014年８月２日から 2064年８月１日まで	35個 (３名)
第４回新株予約権 (2015年８月３日)	34個	普通株式 3,400株	804,900円	100円	2015年８月４日から 2065年８月３日まで	34個 (４名)
第５回新株予約権 (2016年８月２日)	29個	普通株式 2,900株	1,089,000円	100円	2016年８月３日から 2066年８月２日まで	29個 (４名)
第６回新株予約権 (2017年８月３日)	29個	普通株式 2,900株	776,700円	100円	2017年８月４日から 2067年８月３日まで	29個 (４名)
第７回新株予約権 (2018年８月２日)	29個	普通株式 2,900株	1,171,600円	100円	2018年８月３日から 2068年８月２日まで	29個 (４名)
第８回新株予約権 (2019年７月30日)	29個	普通株式 2,900株	791,400円	100円	2019年７月31日から 2069年７月30日まで	29個 (４名)
第９回新株予約権 (2020年８月６日)	29個	普通株式 2,900株	605,300円	100円	2020年８月７日から 2070年８月６日まで	29個 (４名)
第10回新株予約権 (2021年８月６日)	38個	普通株式 3,800株	567,500円	100円	2021年８月７日から 2071年８月６日まで	38個 (６名)

(注) 1. 社外取締役には新株予約権を付与しておりません。
2. 新株予約権の目的となる株式の数は１個当たり100株です。
3. 上記の新株予約権は、その払込金額の払込債務と相殺することを条件として支給された金銭報酬の債権と当該払込債務を相殺することにより交付されたものです。
4. 上記の新株予約権の主な行使の条件は以下のとおりです。
当社の取締役の地位に基づき割当を受けた新株予約権については、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。

❷ 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

名称 (発行日)	新株予約権の数	目的となる株式の種類と数	新株予約権1個当たりの払込金額	新株予約権1個当たりの行使価格	新株予約権の行使期間	交付状況 (交付者数)
第10回新株予約権 (2021年8月6日)	3個	普通株式 300株	567,500円	100円	2021年8月7日から 2071年8月6日まで	3個 (3名)

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数は1個当たり100株です。
2. 上記の新株予約権は、その払込金額の払込債務と相殺することを条件として支給された金銭報酬の債権と当該払込債務を相殺することにより交付されたものです。
3. 上記の新株予約権の主な行使の条件は以下のとおりです。
当社の執行役員の地位に基づき割当を受けた新株予約権については、当社の従業員としての地位を喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。

❸ 当事業年度中に職務執行の対価として当社の子会社の取締役及び使用人等に交付した新株予約権の状況

名称 (発行日)	新株予約権の数	目的となる株式の種類と数	新株予約権1個当たりの払込金額	新株予約権1個当たりの行使価格	新株予約権の行使期間	交付状況 (交付者数)
第10回新株予約権 (2021年8月6日)	102個	普通株式 10,200株	567,500円	100円	2021年8月7日から 2071年8月6日まで	102個 (29名)

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数は1個当たり100株です。
2. 上記の新株予約権は、その払込金額の払込債務と相殺することを条件として支給された金銭報酬の債権と当該払込債務を相殺することにより交付されたものです。
3. 上記の新株予約権の主な行使の条件は以下のとおりです。
当社の子会社である大正製薬株式会社の取締役の地位に基づき割当を受けた新株予約権については、当該会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)、当該会社の執行役員及び理事等の地位に基づき割当を受けた新株予約権については、当該会社の従業員としての地位を喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。

(3) 会社役員の状況

❶ 取締役及び監査役の状況 (2022年３月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	上原　明	大正製薬株式会社取締役会長
取締役副社長	上原　茂	大正製薬株式会社代表取締役社長
取締役	上原　健	大正製薬株式会社代表取締役副社長 ビオフェルミン製薬株式会社取締役会長
取締役	黒田　潤	大正製薬株式会社取締役副社長
取締役	渡邊　哲	人事、法務、監査、コーポレートコミュニケーション　担当 大正製薬株式会社取締役常務執行役員
取締役	北谷　脩	大正製薬株式会社取締役常務執行役員 大正ファーマ株式会社代表取締役社長
社外取締役	國部　毅	株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役会長 株式会社小松製作所社外取締役 南海電気鉄道株式会社社外取締役[監査等委員]
社外取締役	植村裕之	ホーチキ株式会社社外取締役
常勤監査役	亀尾一弥	大正製薬株式会社常勤監査役
常勤監査役	生駒武資	大正製薬株式会社常勤監査役
社外監査役	青井忠四郎	—
社外監査役	松尾　眞	桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー弁護士 株式会社カプコン社外取締役[監査等委員] 住友林業株式会社社外監査役 ソレイジア・ファーマ株式会社社外監査役

(注) 1. 当社は、社外取締役 國部毅、植村裕之の両氏及び社外監査役 青井忠四郎氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 2021年６月29日開催の第10回定時株主総会において次のとおり異動がありました。
・退任取締役　大平明(任期満了)、大澤勝一(任期満了)
・退任監査役　小林久二(辞任)
・新任取締役　黒田潤、北谷脩
・新任監査役　生駒武資

❷ 当事業年度中の役員の地位、担当及び重要な兼職の異動

（イ）地位及び担当の異動

（2021年４月１日）

氏名	異動前	異動後
上　原　　健	財務、法務、監査、コンプライアンス統括、ＩＴ企画　担当	―
渡　邊　　哲	人事、総務、リスクマネジメント統括、コーポレートコミュニケーション　担当	人事、法務、監査、コーポレートコミュニケーション　担当

（ロ）重要な兼職の異動

（注）下線は変更部分を示しております。

（2021年６月25日）

氏名	異動前	異動後
國　部　　毅	株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役会長 株式会社小松製作所社外取締役 南海電気鉄道株式会社社外監査役	株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役会長 株式会社小松製作所社外取締役 南海電気鉄道株式会社社外取締役[監査等委員]

（注）当事業年度末日後に生じた異動は、次のとおりであります。

（2022年４月１日）

氏名	異動前	異動後
上　原　　健	大正製薬株式会社代表取締役副社長 ビオフェルミン製薬株式会社取締役会長	大正製薬株式会社代表取締役副社長

❸ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、その任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う契約を締結しております。

上記の責任限定が認められるのは、当該社外役員が責任の原因となった職務遂行について善意且つ重大な過失がないときに限るものとします。

❹ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害(保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く)等を補填することとしております。

当該保険契約の被保険者は、当社及び当社の子会社である大正製薬株式会社・ビオフェルミン製薬株式会社の取締役、監査役及び執行役員等の主要な業務執行者であります。なお、保険料は、当該役員が職務を行う会社が全額負担しております。

❺ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

（イ）取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、決定方針という。)を定めており、あらかじめ株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、同規模の消費財メーカー、製薬メーカー等の報酬水準を踏まえ、役位ごとの報酬水準の範囲を設定するとともに、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、取締役の報酬等は、基本報酬としての固定報酬、業績連動報酬としての賞与、及び非金銭報酬としての株式報酬型のストック・オプション(新株予約権)により構成されております。ただし、社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支給することとしております。

取締役の種類別の報酬割合については、基本報酬と業績連動報酬の想定割合が概ね12対１になるような割合で初期設定し、その後、会社業績に応じ、業績連動の報酬金額を一定範囲で変動させるものとしております。また、非金銭報酬については、2012年６月28日開催の第１回定時株主総会により決定された枠内で、中長期的なインセンティブを目的として、退職慰労金の支給に代えて支給されるものであり、その性質に鑑み、他の報酬等との割合については予め定めておりません。

また、決定方針は、取締役会の決議により決定することとしております。

（ロ）取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2012年６月28日開催の第１回定時株主総会において年額360百万円以内(うち、社外取締役年額36百万円以内)と決議されております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名(うち、社外取締役は２名)です。また、当該金銭報酬とは別枠で、同日付の定時株主総会において、ストック・オプション(新株予約権)の額を年額70百万円以内(社外取締役は付与対象外)と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は９名です。

監査役の金銭報酬の額は、2012年６月28日開催の第１回定時株主総会において年額60百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は４名です。

（ハ）取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会決議に基づき代表取締役社長 上原明氏が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、基本報酬及び業績連動報酬については、決定方針に従い、役位ごとの報酬水準の範囲及び個人別の具体的な報酬額を決定するものです。

これらの権限を委任した理由は、取締役の多くが業務執行取締役であり、当社全体の業績を俯瞰しつつ業務執行取締役の業績を評価して報酬の内容を決定するには、取締役会における合議による審議・決定よりも、業務執行を統括する代表取締役社長による決定が適しているからです。

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、社外取締役の意見を聴取し当該意見を勘案する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

（二）取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取　締　役 (うち社外取締役)	260 (28)	233 (28)	5 (－)	21 (－)	10名 (2名)
監　査　役 (うち社外監査役)	45 (19)	45 (19)	－ (－)	－ (－)	5名 (2名)
合　　計 (うち社外役員)	305 (48)	278 (48)	5 (－)	21 (－)	15名 (4名)

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記には、当事業年度中に退任した取締役及び監査役を含んでおります。
3. 業績連動報酬として取締役(社外取締役を除く)に対して賞与を支給しております。
業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、グループ連結売上高の目標値に対する達成度合い等を踏まえたものであり、また、当該業績指標を選定した理由は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めることを目的としております。なお、当事業年度を含むグループ連結売上高の推移は「1 (2)企業集団の財産及び損益の状況」に記載のとおりです。
4. 非金銭報酬等として取締役(社外取締役を除く)に対してストック・オプションを交付しております。
当該ストック・オプション(新株予約権)の内容及びその交付状況は「2 (2)新株予約権等に関する事項」に記載のとおりです。

❻ 社外役員に関する事項

（イ）重要な兼職の状況等

社外取締役 國部毅、植村裕之の両氏及び社外監査役 青井忠四郎、松尾眞の両氏の重要な兼職の状況は前記「(3)①取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

（ロ）重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

・社外取締役 植村裕之氏の兼職先であるホーチキ株式会社は、当社との間に取引がありますが、取引額は当社の「社外役員の独立性基準について(28頁に記載)」が規定する「同社の連結売上高の２％」に比し、極めて僅少なものであります。

・社外監査役 松尾眞氏の兼職先である桃尾・松尾・難波法律事務所は、当社との間に取引がありますが、取引額は当社の「社外役員の独立性基準について(28頁に記載)」が規定する「同社の連結売上高の２％」に比し、極めて僅少なものであります。

・当社と上記に記載した法人を除く社外役員の兼職先との間には、特別な関係はありません。

（ハ）会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

（二）当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主な活動状況
國部　毅	社外取締役	14回／15回（93%）	—	銀行経営者としての経験から、独立した客観的立場で当社の新たな事業領域発展と企業価値向上に有益な監督・助言を行うなど、適切な役割を果たしております。
植村　裕之	社外取締役	15回／15回（100%）	—	経営者としての豊富な経験から、経営に対し健全且つ効果的な経営の推進についてご指導いただくなど、当社取締役会の機能強化に適切な役割を果たしております。
青井　忠四郎	社外監査役	15回／15回（100%）	16回／16回（100%）	豊富な会社経営に関する経験に基づき、質問、意見等、積極的に発言いただいております。
松尾　眞	社外監査役	15回／15回（100%）	16回／16回（100%）	弁護士としての専門的知見から、意思決定の適正性を確保するため、積極的に発言いただいております。

（ホ）社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

(ご参考)「社外役員の独立性基準」について

当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性に関する方針として、会社法に定める社外取締役又は社外監査役の要件を満たすとともに、以下の要件に該当しないことを原則としております。

1．当社を主要な取引先とする者(注1)若しくはその業務執行者
2．当社の主要な取引先(注2)若しくはその業務執行者
3．当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(注3)を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう)
4．最近において、上記第１項から第３項までのいずれかに該当していた者
5．上記第１項から第４項までのいずれかに該当する者(重要な者(注4)に限る)の近親者(注5)
6．当社又はその子会社の業務執行者(注6)の近親者(注5)

(注) 1. 「当社を主要な取引先とする者」とは、過去３年間のいずれかの会計年度において、当社との年間取引総額が当該取引先の連結売上高の２％を超える取引先をいう。
2. 「当社の主要な取引先」とは、過去３年間のいずれかの会計年度において、年間取引総額が当社の連結売上高の２％を超える取引先、又は当社の事業活動に欠くことができないような商品・役務の提供を行っている取引先をいう。
3. 「多額の金銭その他の財産」とは、過去３年間のいずれかの会計年度における当社からの報酬の年間受取総額が1,000万円(金銭以外の財産の場合は、1,000万円相当額)を超えることをいう。
4. 「重要な者」とは、上記第１項及び第２項の業務執行者については、各会社・取引先の役員・部長クラスの者を、上記第３項の当該団体に所属する者については、各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所に所属する弁護士(いわゆるアソシエイトを含む)をいう。
5. 「近親者」とは、二親等以内の親族をいう。
6. 社外監査役の場合は、業務執行者でない取締役又は会計参与(当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む)を含む。

（ご参考）スキル・マトリックス

取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を確保するため、社内取締役・監査役については、当社の経営理念や行動指針、経営戦略からみてふさわしい経験・見識・専門性などを有しているかどうかという基準に基づき選定し、社外取締役・監査役については、企業経営者、有識者などから、経験・見識・専門性を考慮して２名以上選定することとしております。各取締役・監査役が有しているスキルを一覧化したスキル・マトリックスは以下のとおりです。

スキル		企業経営	グローバルビジネス	事業戦略・マーケティング	研究開発・生産	財務・会計	法務・コンプライアンス・リスクマネジメント	人事・人材開発
取締役	上原　明	○	○	○				
	上原　茂	○	○	○				
	上原　健	○		○		○		
	黒田　潤	○	○	○				
	渡邊　哲			○			○	○
	北谷　脩	○		○	○			
	國部　毅	○	○			○		
	植村　裕之	○	○	○				
監査役	亀尾　一弥				○		○	
	生駒　武資					○	○	
	青井　忠四郎	○		○			○	
	松尾　眞		○				○	

（注）各人が有する特長的なスキルを最大３つまで記載しております。各人が有する全てのスキルを表すものではありません。

(4) 会計監査人の状況

❶ 名称

EY新日本有限責任監査法人

(注) 2021年６月29日開催の第10回定時株主総会においてEY新日本有限責任監査法人が選任されたことに伴い、当社の会計監査人であったＰｗＣあらた有限責任監査法人は退任いたしました。

❷ 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の監査報酬の額	42百万円
当事業年度に係る会計監査人の非監査報酬の額	3百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	80百万円

(注) 1. 当社の子会社のうち、大正製薬株式会社及び目白興産株式会社につきましても、EY新日本有限責任監査法人が会計監査人となっております。
2. 当社及び(注)1.の子会社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社監査役会は、社内関係部門及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第１項の同意を行いました。

❸ 対価を支払っている非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、各種コンサルティング業務等を委託し、報酬を支払っております。

❹ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

❶ 業務の適正を確保するための体制の概要

当社は、2015年４月30日開催の取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針(「内部統制システムの整備に関する基本方針」)を一部改定する決議をいたしました。

改定後の当該基本方針の内容は、次のとおりであります。

Ⅰ　取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法第362条第４項第６号)

当社は、当社及びその子会社から成る企業集団(以下「大正製薬グループ」という)を統括し、経営に関する管理・監督機能を担う持株会社としてグループ統治を行う。かかる目的をよりよく遂行するため、当社は、大正製薬グループ全体として、企業の社会的責任及び株主その他の利害関係人との関係を考慮しつつ、企業価値の向上を図ることを旨とし、以下に従い、当社において取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を構築する。

(1) 当社は、取締役会が大正製薬グループの経営の基本方針を決定し、基本方針の執行を監視する義務を果たす。取締役は、法令を遵守し、善管注意義務を尽くして基本方針に基づき職務を執行する。また、取締役は、併せて、社内各機関の役割分担と連携に留意しつつ、大正製薬グループにおける情報の共有と株主及び社会への適切な情報開示を行う。

(2) 取締役は、大正製薬グループが、健康と美を願う生活者に納得していただける優れた医薬品・健康関連商品、情報及びサービスを、社会から支持される方法で創造・提供することにより、社会へ貢献するとの経営理念、企業風土たる紳商に基づく行動原則を定めた企業行動宣言、さらにこれらを具現化した全社行動指針を実践する。

(3) 取締役会は、以上に従い、当社及び大正製薬グループ各社について、法令の遵守、財務報告の信頼性確保、業務の効率化、資産の保全等の観点から、有効且つ実効的な内部統制が確保されるよう体制の整備を行う。

Ⅱ　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第１項第３号)

当社の経営陣の規模は、大正製薬グループの事業環境、経営戦略、経済情勢又は法令等の変化に機敏に対応できる規模とする。取締役会が大正製薬グループの経営の基本方針と戦略ならびに重要な業務執行に係る事項を決定し、業務を担当する取締役が職務を執行するという機関相互間における役割の分担と連携により、職務執行の集中と効率化を図る。また、組織規程及び職務分掌規程に従って職務執行を行うことにより、職務執行の効率化を図る。

Ⅲ　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則第100条第１項第１号)

当社は、株主総会、取締役会その他主要会議の決定のプロセス及びその重要な決定事項の執行について、文書管理規程、電子化情報管理規程等の規程体系を整備し、書面又は電磁的記録媒体に記録し保存すること及び使用人に対する教育・モニタリングを実施すること等により、情報の保存及び管理を適正に行う。また、当社は、子会社に対し、取締役の職務の執行に係る事項について、当社と同様に電磁的記録媒体を含む情報の適切な保存及び管理がなされるよう、その支援を行う。

Ⅳ　使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法施行規則第100条第１項第４号)

1. 代表取締役社長は、大正製薬グループとしての企業行動宣言及び全社行動指針を策定し、法令の遵守に関する基本方針を表明する。また、当社は、以下のようなコンプライアンス体制を整備することにより、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう図る。
   (1)「コンプライアンス規程」を策定することにより、コンプライアンス活動の組織体制及び運営方法を明確にする。「コンプライアンス規程」については、部署長の責任において指導及び教育を実施し、且つ、コンプライアンス活動が適切に行われているかを評価、検証し、またその改善を図る。
   (2) 使用人は誰でも、業務遂行過程において、法令・規則・定款等との適合性を疑わせるような事態に直面した場合は、法務部又は必要に応じて弁護士の意見を求めることができることとし、また、コンプライアンスに関する相談、通報制度として電話、電磁的方法又は書面による社内・社外ホットラインを設置する等の体制を整備し、コンプライアンスの実効性を図る。
   (3) 上記企業行動宣言、全社行動指針及び規程等について、不断の改善を怠らず改めるべき点は遅滞なく改善するとともに、これらが継続して遵守されるよう、教育研修活動を実践する。

2. 当社は、反社会的勢力に対しては、対応部署の設置、外部専門機関等との連携、反社会的勢力に関する情報の収集等、不当・不法な要求に対して毅然として排除する体制を整備するとともに、反社会的勢力と一切の関係を遮断する。

Ⅴ　損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則第100条第１項第２号)

当社は、損失の危険に対応できるよう、規程を整備し、リスクマネジメント統括部署が、当社各部署を統括管理する体制を構築する。

(1) 損失の危険のうち、経営に関するリスクについては、当社の取締役会、経営諮問会議が対処し、各部署を管理及び支援する。

(2) 大正製薬グループに重大な影響を与える当社の上記(1)以外のリスク、大規模自然災害、大規模事故等については、リスクマネジメント統括部署が主導するリスク対応体制を整備する。

(3) 上記(1)(2)以外の、各部門及び部署が対処することが相当と判断されるリスクについては、各部門及び部署がリスクを洗い出し、評価及び検討のうえ、リスク対応体制を整備する。リスクマネジメント統括部署はそれらの活動に関し、点検・助言・指導を行う。

(4) 損失のリスクが現実化した場合は、当該リスクに関係する部署が協力して対応する。

(5) 法令違反、製品の品質、情報セキュリティ、機密情報(個人情報を含む)流出、売掛金回収、環境、外国法令等に起因する損失のリスクについても、それぞれを所管する関係部署等が、各会社のリスクマネジメント統括部署の助言・指導の下、リスクへの対応策を構築・整備する他、それぞれの分野について規程又はガイドライン等を定めるとともに、研修、教育、マニュアルの配布等を行い使用人に周知徹底を図る。

Ⅵ　当該株式会社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(会社法施行規則第100条第１項第５号)

1. 当社は、関係会社管理規程を制定し、当該子会社の性質(上場・非上場、国内・海外、当社の出資比率等)及び規模等に応じ、以下のとおり大正製薬グループとしての業務の適正を確保する体制を構築する。
   (1) 子会社が会社法上の大会社に相当する場合は、当社の内部統制体制に準じた当該子会社の内部統制体制を整備する。その他の大正製薬グループ各社に対しては、当社の支配の状況、各会社の業務の内容、各会社に適用される法令の内容等を精査し、当該会社毎に業務の適正を確保するための体制を検討する。
   (2) その上で、持株会社として、統一的に管理する部分と分別管理する部分を見極め、大正製薬グループにおける業務の適正を確保するため、情報伝達手段、監査制度の充実等を柱とする体制を構築する。
2. (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制
   当社は、子会社に、当社に対して事業内容全般及び重要な個別的業務の内容の報告を、定期的に又は必要に応じて随時、会議又は報告書によって行わせるため、子会社の性質に応じた体制を子会社との間で構築する。
   (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
   当社は、グループの危機管理として、大正製薬グループ全体に関する損失の危険に対応できるよう規程を整備し、当社のリスクマネジメント統括部署が子会社のリスクマネジメント担当部署を統括管理する体制を構築する。また、損失のリスクが現実化した場合は、当該リスクに関係する当社及び子会社の関係部署が協力して対応する体制を構築する。
   (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
   当社が大正製薬グループ全体の事業遂行にかかる方針を決定し、各子会社がその方針に従って事業を遂行するというグループ会社間における役割の分担と連携によって、協業体制による業務の専門化、及び事業遂行の集中・効率化を図る。また、当該目的のため、当社の専門部署が子会社の取締役等と協力して、各担当分野に関する具体的な業務執行における効率化・改善の推進を行う。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、子会社の事業運営について、事業に関わる各種の法令、ガイドライン、その他の規範違反等の発生を防止するため、実効性のある子会社のコンプライアンス体制の構築に協力し、子会社の性質、必要性に応じ、情報の収集・提供、事業の点検及びモニタリングならびに必要な支援を行う。

② 当社は、子会社にも、当社と同様の反社会的勢力排除の体制を取らせるよう管理及び支援する。

Ⅶ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項(会社法施行規則第100条第３項第１号)

当社は、監査役室を設置し、監査役の職務を補助すべき専任の使用人を置く等、監査役及び監査役会の業務を支援する体制を構築する。

Ⅷ 上記Ⅶの使用人の取締役からの独立性に関する事項(会社法施行規則第100条第３項第２号)

当社は、監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性を確保するため、「監査役室規程」により、監査役と協議のうえ当該使用人を専任として配属するものとし、また当該使用人の人事考課、異動、懲戒等に関しては監査役の意見を尊重するものとする。

Ⅸ 監査役の上記Ⅶの使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項(会社法施行規則第100条第３項第３号)

監査役の職務を補助する使用人に対する監査役の指示の実効性を確保するため、監査役は、「監査役室規程」により、法令、規則、定款等の定めに従い、当該使用人を指揮、監督し、当該使用人は監査役の指揮、監督に服する。また、取締役及び使用人は、当該使用人の行為に対して改善を申し入れる場合は、監査役を通じて行うものとする。

Ⅹ 「取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制」「子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制」「その他の監査役への報告に関する体制」(会社法施行規則第100条第３項第４号)

「監査役・監査役会への情報伝達及び報告等に関する規程」に基づき、取締役及び使用人から監査役への報告体制を整備する。

(1) 当社の取締役及び使用人ならびに子会社の取締役、監査役及び使用人が当社の監査役会又は監査役に対して報告する体制ならびに子会社の取締役、監査役及び使用人から報告を受けた当社の取締役又は使用人が当社の監査役会又は監査役に対して報告する体制

(2) 当社の監査役が当社の取締役及び使用人ならびに子会社の取締役、監査役及び使用人に対して質問し、又は書類若しくは資料の提出を求めた場合の取締役、監査役及び使用人の対応に関する体制

(3) 監査役が、当社の社内会議への出席等が必要と判断した場合の会議への出席、及びそれら会議の議事録の閲覧、監査に関する体制

また、監査役は、会計監査人、その補助者及び監査部等と、必要な範囲で業務の連携と情報の共有化を図る。

Ⅺ 上記Ⅹを報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制(会社法施行規則第100条第３項第５号)

当社は、不正行為等の早期発見と是正を図るため、上記Ⅹの報告をした者が当該報告をしたことを理由として、その者に対して解雇、降格、減給、労働者派遣契約の解除その他の不利益な取扱いや嫌がらせを行うことを禁止し、また、嫌がらせ等の行為を行った者に対して就業規則に従った処分を科すことを当社及び子会社にて徹底する。

Ⅻ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項(会社法施行規則第100条第３項第６号)

当社は、監査役が、監査役監査の円滑且つ効果的な運営に資することを目的として、会社の費用負担において、独自に調査を実施し、その他の適切な措置をとることを認める。また、監査役が弁護士、公認会計士、その他の外部専門家の意見を聴取した場合には、監査業務に必要とは認められない場合を除き、その費用を負担する。

Ⅻ　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第３項第７号)

監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、下記情報又は事実について、「監査役・監査役会への情報伝達及び報告等に関する規程」に基づき当社の監査役による当社及び子会社へのアクセスならびに当社の取締役及び使用人ならびに子会社の取締役、監査役及び使用人から当社監査役への伝達・報告が充分になされる体制を整備する。

(1) 大正製薬グループに著しい損害を及ぼす可能性が生じた場合又はかかる損害が発生した場合はその事実

(2) 職務遂行に関して法令、定款違反や不正行為が発生する可能性が生じた場合又はかかる違反等が発生した場合はその事実

(3) 製品の安全性、情報セキュリティ、環境等に関する問題が発生する可能性が生じた場合又はかかる問題が発生した場合はその事実

(4) その他上記(1)ないし(3)に準じる事項が発生する可能性が生じた場合又はかかる事項が発生した場合はその事実

❷ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

・職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業風土たる紳商に基づく行動原則を定めた企業行動宣言、及びこれらを具現化した全社行動指針を策定し、法令の遵守に関する基本方針を表明し、また実践しています。

また、コンプライアンスに関する相談、通報制度として電話、電磁的方法又は書面による社内・社外ホットラインを設置するなどの体制を整備し、コンプライアンスの実効性を図っています。

当期は、取締役会を15回開催し、重要事項について審議・決定したほか、主要部門を担当する取締役等から職務の執行の状況について報告を受けました。

・職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、組織及び職責等に関する規程、職務分掌規程及び申請規程に従って職務執行を行うことにより、職務執行の効率化を進めています。

・職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、機密情報管理規程、電子化情報管理規程等、情報の保存・管理に関する規程体系を整備し、運用しています。

また、情報管理に関する教育、モニタリングを実施することなどにより、情報の保存及び管理を適正に行っています。

・損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、損失の危険に対応できるよう、危機管理規程を整備し、リスクマネジメント統括部署が、各部門を統括管理する体制を構築しています。

また、各部門及び部署が対処することが相当と判断されるリスクについては、各部門及び部署がリスクを洗い出し、評価及び検討のうえ、リスク対応体制を整備し、運用しています。

・企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理規程を制定し、子会社の性質(上場・非上場、国内・海外、当社の出資比率等)及び規模等に応じ、大正製薬グループとしての業務の適正を確保する体制を整備し、グループへの周知を図り、運用を行っています。

・監査役に関連する体制

当社は、監査役室を設置し、監査役及び監査役会の業務を支援する体制を構築しています。

また、監査役は、「監査役室規程」により、監査役の職務を補助する使用人を指揮、監督しています。

更に、「監査役・監査役会への情報伝達及び報告等に関する規程」に基づき、取締役及び使用人から監査役への報告体制を整備し、適宜報告しています。

当期においては、監査役会を16回開催しました。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益配分に関する基本方針といたしましては、安定的且つ高水準の配当を継続するとともに、企業体質の強化を図るため、内部留保の充実にも努めております。内部留保金は、競争力強化と事業の拡充・発展を目的に、研究開発投資、設備投資、製品導入、資本業務提携、新規事業開発投資等に充当してまいります。また、これらの資金需要を総合的に見極めながら、資本効率の向上と機動的な財務政策の実現を目的とした自己株式の取得を弾力的に実施していく予定です。

当社の配当方針としましては、各期の当社の連結業績に概ね対応することとし、特別損益を除いた当該期純利益の30％を配当性向の目処としております。なお、この配当性向が30％を超えるような場合にも、特段の事情がない限り最低１株当たり100円の年間配当を維持する予定です。

当期につきましては、公表どおり、１株当たり100円(中間50円、期末50円)の配当を実施したく存じます。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第11期 2022年３月31日現在
資産の部	
流動資産	**378,864**
現金・預金	265,049
受取手形・売掛金	53,676
有価証券	7,219
棚卸資産	44,892
その他	8,438
貸倒引当金	△411
固定資産	**509,294**
有形固定資産	**119,291**
建物・構築物	49,455
機械装置・運搬具	15,291
土地	37,394
建設仮勘定	13,434
その他	3,716
無形固定資産	**213,059**
のれん	125,769
販売権	366
商標権	68,060
ソフトウエア	10,812
その他	8,050
投資その他の資産	**176,943**
投資有価証券	141,067
関係会社株式	12,557
長期前払費用	1,823
退職給付に係る資産	11,240
繰延税金資産	9,508
その他	976
貸倒引当金	△230
資産合計	**888,159**

科目	第11期 2022年３月31日現在
負債の部	
流動負債	**62,277**
支払手形・買掛金	15,101
未払金	15,521
未払法人税等	3,579
未払費用	11,736
返金負債	8,796
賞与引当金	3,633
その他	3,909
固定負債	**57,924**
役員退職慰労引当金	969
退職給付に係る負債	21,329
繰延税金負債	29,162
その他	6,462
負債合計	**120,202**
純資産の部	
株主資本	**711,950**
資本金	30,000
利益剰余金	702,984
自己株式	△21,033
その他の包括利益累計額	**35,447**
その他有価証券評価差額金	25,586
為替換算調整勘定	8,488
退職給付に係る調整累計額	1,371
新株予約権	**753**
非支配株主持分	**19,806**
純資産合計	**767,957**
負債純資産合計	**888,159**

連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	第11期 2021年4月1日から2022年3月31日まで
売上高	**268,203**
売上原価	**104,371**
売上総利益	**163,831**
販売費及び一般管理費	**153,088**
営業利益	**10,743**
営業外収益	**8,478**
受取利息	1,338
受取配当金	2,110
持分法による投資利益	305
為替差益	4,221
雑収入	501
営業外費用	**808**
雑損失	808
経常利益	**18,412**
特別利益	**4,119**
固定資産売却益	11
投資有価証券売却益	4,069
新株予約権戻入益	38
特別損失	**1,134**
固定資産処分損	143
投資有価証券売却損	0
投資有価証券評価損	720
減損損失	269
税金等調整前当期純利益	**21,398**
法人税、住民税及び事業税	8,582
法人税等調整額	△2,134
当期純利益	**14,950**
非支配株主に帰属する当期純利益	1,828
親会社株主に帰属する当期純利益	**13,122**

連結株主資本等変動計算書 (2021年４月１日から2022年３月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年４月１日　期首残高	30,000	12	703,036	△35,450	697,598
会計方針の変更による累積的影響額			△1,164		△1,164
会計方針の変更を反映した2021年４月１日　期首残高	30,000	12	701,872	△35,450	696,434
連結会計年度中の変動額					
新株予約権の行使		13		72	85
自己株式の取得				△43	△43
利益剰余金から資本剰余金への振替		3,913	△3,913		－
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△226			△226
剰余金の配当			△8,097		△8,097
親会社株主に帰属する当期純利益			13,122		13,122
株式交換による変動		△3,713		14,386	10,673
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減				0	0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	△12	1,111	14,416	15,515
2022年３月31日　期末残高	30,000	－	702,984	△21,033	711,950

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
2021年４月１日　期首残高	30,026	△235	1,315	31,105	801	28,900	758,406
会計方針の変更による累積的影響額							△1,164
会計方針の変更を反映した2021年４月１日　期首残高	30,026	△235	1,315	31,105	801	28,900	757,242
連結会計年度中の変動額							
新株予約権の行使							85
自己株式の取得							△43
利益剰余金から資本剰余金への振替							－
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							△226
剰余金の配当							△8,097
親会社株主に帰属する当期純利益							13,122
株式交換による変動							10,673
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減							0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△4,439	8,724	56	4,341	△48	△9,094	△4,801
連結会計年度中の変動額合計	△4,439	8,724	56	4,341	△48	△9,094	10,714
2022年３月31日　期末残高	25,586	8,488	1,371	35,447	753	19,806	767,957

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数	35社
・主要な連結子会社の名称	大正製薬㈱ UPSA社 ハウザン製薬 ビオフェルミン製薬㈱ 大正オソサパ㈱

② 非連結子会社の状況

・非連結子会社の名称	インドネシア大正㈱
・連結の範囲から除いた理由	非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

・持分法適用の関連会社の数	2社
・主要な会社等の名称	養命酒製造㈱

② 持分法を適用していない非連結子会社の状況

・主要な会社等の名称	インドネシア大正㈱
・持分法を適用しない理由	持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、且つ、重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

大正製薬㈱及びビオフェルミン製薬㈱他６社の決算日は３月31日ですが、その他の連結子会社27社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。なお、連結決算日との間に重要な取引が生じた場合、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券　償却原価法(定額法)

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの　時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等　移動平均法による原価法

(ロ) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法

(ハ) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、商品、半製品、仕掛品　総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

原材料　移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品　最終仕入原価法
ただし、販促物品については移動平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産 (リース資産を除く)	国内連結子会社は定率法、在外連結子会社は定額法によっております。ただし、国内連結子会社については、1998年４月１日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)ならびに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 なお、耐用年数については経済的耐用年数に基づいております。
(ロ) 無形固定資産 (リース資産を除く)	定額法を採用しております。販売権及び商標権は、経済的耐用年数(５年～20年)に基づいて償却しております。自社利用ソフトウエアについては、社内における利用可能期間(５年～10年)に基づいて償却しております。
(ハ) リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金	売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
(ロ) 賞与引当金	従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
(ハ) 役員退職慰労引当金	役員及び執行役員等の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

（イ）退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

（ロ）数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

（イ）製商品の販売

製商品の販売は、製商品を顧客に引き渡した時点で、顧客に製商品の法的所有権、物理的占有、製商品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客が当該製商品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製商品の着荷時点で売上収益を認識しております。

製商品は、販売数量や販売金額等の一定の目標の達成を条件としたリベート等を付けて販売される場合、また、顧客に返品権を付して販売する場合があります。

その場合の取引価格は、顧客との契約において約束された対価からリベート及び返品等の見積りを控除した金額で算定しております。

リベート及び返品等の見積りは過去の実績等に基づく最頻値法を用いており、売上収益は重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。

製商品の販売に係る対価は、顧客へ製商品を引き渡した時点から主として１年以内に受領しております。

なお、重大な金融要素は含んでおりません。

（ロ）ライセンス収入及びロイヤルティ収入

ライセンス収入は、当社グループが第三者との間で締結した開発品又は製品の開発・販売権等に関するライセンス契約等に基づいて受領した契約一時金、マイルストーンによる収入であります。

ライセンス契約等において、履行義務が一時点で充足される場合には、開発権・販売権等を付与した時点で契約一時金を売上収益として認識し、契約上定められたマイルストーンが達成された時点でマイルストーンによる収入を売上収益として認識しております。

履行義務が一定期間にわたり充足される場合には、当該対価を契約負債として計上し、個々の契約ごとに決定した開発協力等の履行義務の充足に関する進捗度の測定方法に従い、契約一時金、マイルストーンによる収入を予想される契約期間等の一定期間にわたり売上収益として認識しております。

なお、マイルストーンによる収入は、事後に重大な戻入れが生じる可能性を考慮し、契約上定められたマイルストーンが達成された時点から売上収益として認識しております。

ロイヤルティ収入は、契約相手先の売上収益等を基礎に算定されたライセンス契約等における対価であり、契約相手先の売上収益等の発生と履行義務の充足のいずれか遅い時点で、売上収益として認識しております。

ライセンス収入及びロイヤルティ収入は、契約に基づく権利の確定時点から、主として１年以内に受領しております。

なお、重大な金融要素は含んでおりません。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

⑦ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年以内の合理的な年数で定額法により償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1)　製商品の販売に係る収益認識

セルフメディケーション事業における製商品の販売について、従来は、出荷時点で収益認識しておりましたが、着荷時点で収益認識する方法に変更しております。

(2)　リベート等に係る処理の変更

セルフメディケーション事業及び医薬事業におけるリベート等、顧客に支払われる対価について、従来、販売費及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、売上高より控除する方法に変更しております。なお、リベート等に係る負債のうち、「未払費用」として表示していたものについて、「返金負債」として表示しております。

(3)　返品権付き販売に係る収益認識

セルフメディケーション事業及び医薬事業における返品権付き販売について、従来は、売上総利益相当額に基づき返品調整引当金を計上しておりましたが、予想される返品部分に関しては、変動対価に関する定めに従って、販売時に収益を認識せず、返金負債を計上する方法に変更しております。

(4)　有償支給取引に係る収益認識

セルフメディケーション事業における有償支給取引について、従来は、原材料等について、売上高と売上原価の総額を計上しておりましたが、加工代相当額のみを純額で収益として認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高が13,719百万円、売上原価が764百万円、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ117百万円減少しております。また、当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の当期首残高が1,164百万円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号　2019年７月４日)第44－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「連結注記表　6. 金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 固定資産の減損

・当連結会計年度計上額

有形固定資産合計　119,291百万円

無形固定資産合計　213,059百万円

(うち、UPSA社に係るのれん99,190百万円、商標権46,379百万円)

・その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループでは、資産又は資産グループに減損の兆候がある場合には、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と固定資産の帳簿価額を比較し、減損損失を認識するかどうかの判定を行っております。減損損失を認識すべきであると判断した資産又は資産グループについては、将来キャッシュ・フロー等に基づいて算定した使用価値あるいは正味売却価額まで帳簿価額を減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。

当連結会計年度において、UPSA社に係る資産グループについて減損の兆候があるものの、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っていることから、減損損失の認識は不要であると判断しました。割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、同社の事業計画と、その後の期間における市場の成長率の範囲内で見積った将来キャッシュ・フローの成長率に基づいて行っています。事業計画では、一部の市場の成長及び市場シェア拡大施策による主要製品の売上増加や、製造原価等の削減を見込んでいます。

将来キャッシュ・フローの見積りに使用した主要な仮定は、一部の市場の成長見込み、市場シェア拡大見込みや、製造原価等の削減見込み、ならびに事業計画後の成長率です。

将来キャッシュ・フローの見積りにおいて用いた仮定は現時点の最善の見積りであるものの、将来の不確実な経済状況及び当社グループの経営状況によっては、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響が生じる可能性があります。

(2) 非上場株式の評価

・当連結会計年度計上額

投資有価証券(非上場株式)　　3,506百万円

・その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、非上場企業に対して、将来の成長による超過収益力を見込んで、1株当たりの純資産額を基礎とした金額に比べて相当程度高い価額での投資を行うことがあります。当該非上場株式の評価に当たっては、当該株式の投資時の超過収益力を反映した実質価額が著しく低下した場合、減損処理を行います。

投資時における超過収益力の減少の有無を判断するため、各非上場企業の投資時の事業計画の達成状況や、将来の成長性に関する見通しを総合的に検討しており、その主要な仮定は、事業計画に含まれる売上高の成長見込み等です。

投資時における超過収益力の減少の有無の判断に用いた仮定は現時点の最善の見積りであるものの、将来の不確実な経済状況によっては、減損損失が発生する可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額　　256,114百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
発行済株式				
普通株式	85,139千株	－	－	85,139千株
合　計	85,139千株	－	－	85,139千株
自己株式				
普通株式	5,324千株	(注1) 7千株	(注2) 2,177千株	3,154千株
合　計	5,324千株	7千株	2,177千株	3,154千株

(注) 1. 単元未満株式の買取りによる増加７千株であります。
2. 連結子会社(ビオフェルミン製薬株式会社)の完全子会社化に伴う株式交換による減少2,166千株、ストック・オプションの権利行使による減少10千株、持分法適用会社が保有する親会社株式(当社株式)の当社帰属分の減少０千株であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年６月29日定時株主総会	普通株式	3,994	50	2021年３月31日	2021年６月30日
2021年11月９日取締役会	普通株式	4,102	50	2021年９月30日	2021年12月３日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2022年６月29日開催予定の第11回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- 配当金の総額　4,102百万円
- １株当たり配当額　50円
- 基準日　2022年３月31日
- 効力発生日　2022年６月30日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び数

普通株式　97,000株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社及び連結子会社は、資金運用については資金管理要綱に基づき短期的な預金及び安全性の高い金融資産に限定しております。また、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。デリバティブ取引については、投機的な取引は行わない方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、当該リスクに関しては、与信管理規程に沿って残高管理を行いリスクの低減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、主として、純投資及び中長期的な企業価値の向上を目的とした株式、余剰資金の運用を目的とした社債(劣後債及びリパッケージ債等)であります。市場価格の変動リスクに晒されておりますが、取組方針に従い信頼性の高い発行体に限定しており、リスクは限定的と考えております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません。((注) 参照) また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形・売掛金、支払手形・買掛金及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① 有価証券			
その他有価証券	7,219	7,219	–
② 投資有価証券			
その他有価証券	136,863	136,863	–
③ 関係会社株式	12,489	5,794	△6,695

(注) 非上場株式(投資有価証券　連結貸借対照表計上額3,506百万円、関係会社株式　連結貸借対照表計上額67百万円)、投資事業組合出資金(投資有価証券　連結貸借対照表計上額697百万円)は、時価開示の対象としておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	73,353	－	－	73,353
社債	－	－	70,729	70,729
資産計	73,353	－	70,729	144,082

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

一方で、当社が保有している社債は、活発な市場における相場価格がないため、主として元利金の合計額を市場金利に信用スプレッドを加味して割り引いた時価を用いております。重要なインプットである信用スプレッドの観察可能性を勘案し、その時価をレベル３の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、売上高を財又はサービスの種類別及び地域別に分解しております。
分解した売上高と報告セグメントとの関連は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計
	セルフメディケーション事業	医薬事業	
財又はサービスの種類別			
製商品の販売	227,722	37,339	265,061
ライセンス収入及びロイヤルティ収入	0	1,203	1,203
その他	864	−	864
顧客との契約から生じる収益	228,586	38,543	267,130
その他の収益	1,073	−	1,073
外部顧客への売上高	229,659	38,543	268,203
地域別（注）			
日本	128,264	37,306	165,571
アジア	49,196	6	49,203
ヨーロッパ・アフリカ	48,682	−	48,682
その他	2,442	1,230	3,672
顧客との契約から生じる収益	228,586	38,543	267,130
その他の収益	1,073	−	1,073
外部顧客への売上高	229,659	38,543	268,203

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表　1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項　⑤収益及び費用の計上基準」に記載しております。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた売上債権、契約資産及び契約負債の残高は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首 (2021年４月１日)	当連結会計年度 (2022年３月31日)
顧客との契約から生じた債権		
受取手形・売掛金	50,067	53,676
貸倒引当金	△433	△411
契約負債（流動負債）	233	246
契約負債（固定負債）	750	550

(注) 当期首時点の契約負債残高のうち、認識した収益の額は226百万円であります。また、過去の期間に充足又は部分的に充足した履行義務について、売上収益に認識した金額は439百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

契約負債は主に、当社グループが第三者との間で締結した開発品の開発・販売権などに関する一部のライセンス契約において生じたものであります。また、契約負債には、製商品の販売に係る顧客からの前受金が含まれております。

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

なお、個別の予想契約期間が１年以内の取引は含まず、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要なものはありません。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2022年３月31日)
１年以内	246
１年超３年以内	400
３年超	150
合計	796

8. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　　9,116円28銭

(2) １株当たり当期純利益　　161円12銭

9. 企業結合等に関する注記

共通支配下の取引等

(株式交換によるビオフェルミン製薬株式会社の完全子会社化)

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及び当該事業の内容

企業の名称：ビオフェルミン製薬株式会社(以下、ビオフェルミン製薬)

事業の内容：医療用医薬品の開発、製造及び販売

② 企業結合日

2021年７月30日(効力発生日)

2021年７月１日(みなし取得日)

③ 企業結合の法的形式

当社を株式交換完全親会社、ビオフェルミン製薬を株式交換完全子会社とする株式交換(以下、本株式交換)

④ 結合後企業の名称

変更ありません。

⑤ 本株式交換の目的

本株式交換の実行により、当社とビオフェルミン製薬の両社はこれまで以上に両社間で一層の情報、人的資源の共有を図り、経営資源を相互に結集してまいります。また、本株式交換により柔軟且つ迅速な意思決定体制を構築することで、ビオフェルミン製薬の大胆且つ柔軟性をもった事業戦略を可能とし、ビオフェルミン製薬を継続的に成長・発展させていくことにも大きく貢献できるとともに、中長期的な観点でグループ全体の企業価値向上に資するものと考えております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号　2019年１月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号　2019年１月16日)に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。

(3) 子会社株式の追加取得に関する事項

① 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価（当社普通株式）	14,386百万円
取得原価	14,386百万円

② 株式の種類別の交換比率及び交付した株式数

	当社 (株式交換完全親会社)	ビオフェルミン製薬 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.50
本株式交換により交付した株式数	当社の普通株式：2,166,297株	

(注) 1 株式の割当比率
ビオフェルミン製薬株式１株に対して、当社の普通株式0.50株を割当交付いたしました。ただし、当社が保有するビオフェルミン製薬株式7,632,021株については、本株式交換による株式の割当ては行っておりません。
2 本株式交換により交付した当社の株式
交付した株式は、全て当社の保有する自己株式を充当いたしました。

③ 株式交換比率の算定方法

当社及びビオフェルミン製薬は、両社がそれぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、上記比率を決定しております。

(4) 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

① 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

② 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額

3,713百万円

10. その他の注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第11期 2022年3月31日現在
資産の部	
流動資産	**105,046**
現金・預金	95,086
有価証券	7,018
未収入金	2,901
その他	41
固定資産	**491,017**
投資その他の資産	**491,017**
投資有価証券	134,504
関係会社株式	275,726
関係会社長期貸付金	80,000
その他	785
資産合計	**596,063**

科目	第11期 2022年3月31日現在
負債の部	
流動負債	**1,334**
未払金	829
未払費用	27
未払法人税等	417
預り金	0
賞与引当金	59
固定負債	**9,273**
繰延税金負債	9,273
負債合計	**10,607**
純資産の部	
株主資本	**559,403**
資本金	30,000
資本剰余金	525,671
資本準備金	15,000
その他資本剰余金	510,671
利益剰余金	24,221
その他利益剰余金	24,221
繰越利益剰余金	24,221
自己株式	△20,490
評価・換算差額等	**25,299**
その他有価証券評価差額金	25,299
新株予約権	**753**
純資産合計	**585,455**
負債純資産合計	**596,063**

損益計算書

（単位：百万円）

科目	第11期 2021年4月1日から2022年3月31日まで
営業収益	**10,025**
営業費用	**1,669**
営業利益	**8,355**
営業外収益	**19**
受取利息	0
雑収入	18
営業外費用	**111**
雑損失	111
経常利益	**8,263**
特別利益	**4,069**
投資有価証券売却益	4,069
税引前当期純利益	**12,333**
法人税、住民税及び事業税	1,675
法人税等調整額	△33
当期純利益	**10,691**

株主資本等変動計算書（2021年４月１日から2022年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2021年４月１日　期首残高	30,000	15,000	511,982	526,982	21,627	21,627	△34,906	543,704
事業年度中の変動額								
新株予約権の行使			13	13			72	85
自己株式の取得							△43	△43
株式交換による変動			△1,323	△1,323			14,386	13,062
剰余金の配当					△8,097	△8,097		△8,097
当期純利益					10,691	10,691		10,691
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	－	－	△1,310	△1,310	2,594	2,594	14,415	15,699
2022年３月31日　期末残高	30,000	15,000	510,671	525,671	24,221	24,221	△20,490	559,403

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
2021年４月１日　期首残高	29,829	29,829	757	574,291
事業年度中の変動額				
新株予約権の行使				85
自己株式の取得				△43
株式交換による変動				13,062
剰余金の配当				△8,097
当期純利益				10,691
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△4,530	△4,530	△4	△4,534
事業年度中の変動額合計	△4,530	△4,530	△4	11,164
2022年３月31日　期末残高	25,299	25,299	753	585,455

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
市場価格のない株式等以外のもの	時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

(2) 引当金の計上基準

賞与引当金	従業員賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 収益及び費用の計上基準

当社は持株会社であり、グループ全体の統括会社として、経営戦略立案機能を担い、各事業や国内外への効果的な経営資源の配分を行うとともに、グループ会社に対して各種サービスを提供する義務を負っており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号　2020年３月31日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「連結注記表　2. 会計方針の変更に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

区分表示されたもの以外の関係会社に対する金銭債権債務

① 短期金銭債権	2,266百万円
② 短期金銭債務	163百万円
③ 長期金銭債権	512百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業収益	7,455百万円
② 営業費用	872百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	5,256千株	（注1）7千株	（注2）2,177千株	3,085千株

（注）1．単元未満株式の買取りによる増加７千株であります。
2．ビオフェルミン製薬株式会社の完全子会社化に伴う株式交付による減少2,166千株、ストック・オプションの権利行使による減少10千株であります。

6. 税効果会計に関する注記

（1）繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	65百万円
賞与引当金	18百万円
投資有価証券評価損	1,515百万円
関係会社株式の税務上の簿価修正額	106,944百万円
関係会社株式評価損	4,154百万円
その他有価証券評価差額金	209百万円
新株予約権	73百万円
その他	8百万円
繰延税金資産小計	112,989百万円
評価性引当額	△112,613百万円
繰延税金資産合計	375百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△9,649百万円
繰延税金負債合計	△9,649百万円
繰延税金資産(負債)の純額	△9,273百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△16.6%
評価性引当額	△0.7%
その他	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	13.3%

7. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	大正製薬㈱	所有 直接100.0%	役員の兼任 出向者の受入 資金の貸付	資金の貸付 (注1)	–	関係会社長期貸付金	80,000
				受取利息 (注1)	800	未収入金	2,240
				出向者人件費の支払 (注2)	700	未払金	81

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
1. 貸付金の利率については、市場金利を勘案し合理的に決定しております。
2. 出向に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を支払っております。

8. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表　1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（3）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. １株当たり情報に関する注記

（1） １株当たり純資産額	7,125円85銭
（2） １株当たり当期純利益	131円16銭

10. 企業結合等に関する注記

共通支配下の取引等
(株式交換によるビオフェルミン製薬株式会社の完全子会社化)

「連結注記表　9. 企業結合等に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. その他の注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年５月13日

大正製薬ホールディングス株式会社
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士 矢崎弘直
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士 中田裕之

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、大正製薬ホールディングス株式会社の2021年４月１日から2022年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大正製薬ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年５月13日

大正製薬ホールディングス株式会社
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士 **矢　崎　弘　直**
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士 **中　田　裕　之**

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、大正製薬ホールディングス株式会社の2021年４月１日から2022年３月31日までの第１１期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2021年４月1日から2022年３月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び子会社の主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制体制)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制体制に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制体制に関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月13日
大正製薬ホールディングス株式会社　監査役会

常勤監査役　生駒武資 ㊞
常勤監査役　亀尾一弥 ㊞
社外監査役　青井忠四郎 ㊞
社外監査役　松尾眞 ㊞

以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

日 時

2022年6月29日(水曜日)
午前10時
(受付開始：午前9時30分)

場 所

東京都豊島区高田三丁目25番1号
大正製薬株式会社2号館

株主総会ご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。ご理解賜りますよう宜しくお願い申しあげます。

交通のご案内

JR山手線 西武新宿線	高田馬場駅 早稲田口より	徒歩約10分	
東京メトロ 東西線	高田馬場駅 7番出口より	徒歩約 8 分	
JR山手線	目　白　駅	徒歩約15分	
都電荒川線	学習院下駅	徒歩約 5 分	
東京メトロ 副都心線	雑司が谷駅 2番出口より	徒歩約15分	
東京メトロ 副都心線	西早稲田駅 2番出口より	徒歩約15分	

駐車場のご用意はいたしておりません。
ご了承くださいますようお願い申しあげます。

UD FONT 見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォントを採用しています。

FSC www.fsc.org ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915

VEGETABLE OIL INK